

編集後記



紅葉 (写真提供：山崎和彦氏)

今秋は、世の中が騒がしい。世界的金融不安、米国大統領選挙、食の安全、衆議院解散時期等々。そのせいではないのですが、本号は、編集開始が例年より遅れました。しかし、執筆の方々がご協力下さったおかげで、何とか大幅な遅延なく発刊に至りました。執筆者各位に心より感謝致します。

さて、12月1日に公益法人制度改革関連3法が施行されます。新制度では、新制公益法人と一般法人の2つの法人類型が用意されています。既存の社団法人/財団法人は今後5年以内にいずれかの新制度法人に移行しなければなりません。我々にとって騒がしい数年の始まりです。

新制公益法人への移行には、多くの関門(基準)が設けられています。そのひとつに、法人の行う事業は、その成果が社会に

活用されることを趣旨としていること、したがって成果の普及を如何に行っているかについて事実認定がなされるという関門があります。事実認定の具体的な詳細は不明ですが、我が財団が新制公益法人の道に進む場合には、本誌の役目に、この事実認定への備えという一面を加えていくことになりそうです。

RISTも、ここ5年以内に新制公益法人か一般法人に移行しなければなりません。法人類型選択に係る得失についていろいろな識者見解が公にされていますが、我が財団にとって何が実際的な得失になるのか、今ひとつ確信が持てていません。今しばらく、確信を求めて匍匐前進の日々が続きます。本誌の50号記念号が、新制度法人への移行記念号となればと思うこのごろです。

(経営企画室・関)